

# 自動体外式除細動器（A E D）の貸出について

市内で開催するスポーツ大会や地域行事など、市民が参加する各種行事等で、参加者が心肺停止状態に陥ったときの救急救命に備えるため、主催する団体に自動体外式除細動器（A E D）を貸し出します。

**貸出対象** 市内で開催する営利を目的としない各種行事等を行う団体

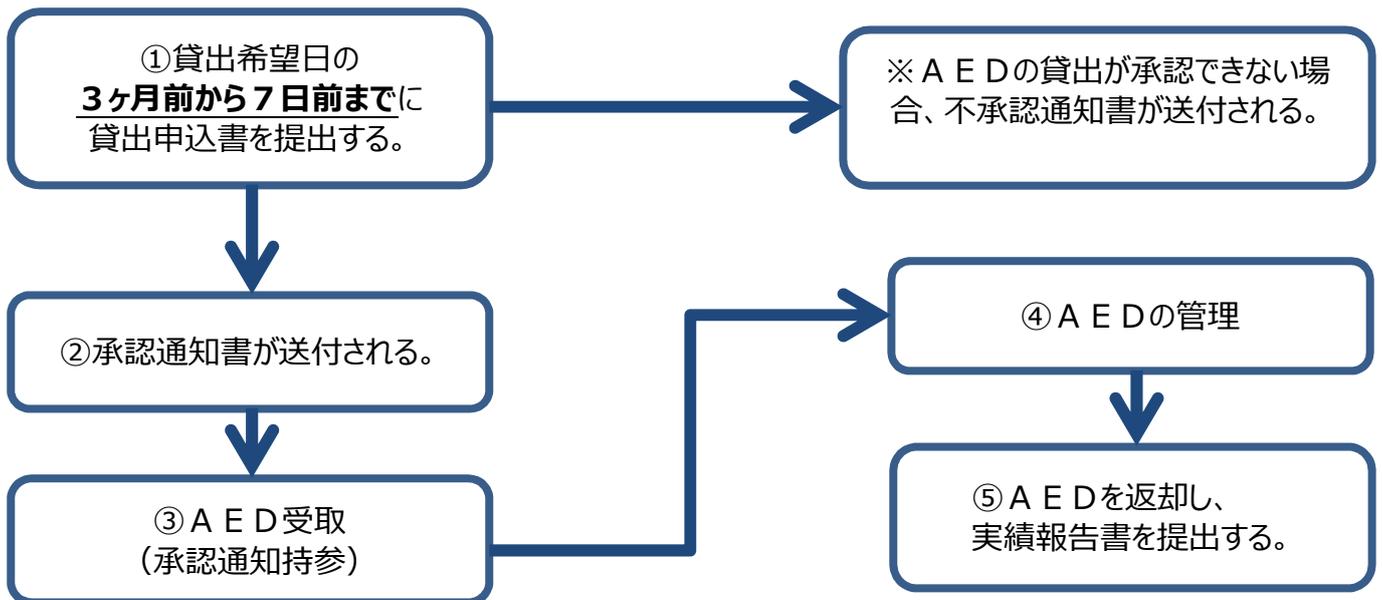
**貸出台数** 原則として1台（貸出用のA E Dは4台です）

**貸出期間** 貸出開始日から7日以内  
※返却日が土日祝日に当たるときは、その日の翌日が期限日となります。

**貸出費用** 無償  
※貸出期間中のA E Dの運搬、維持管理等に要する経費は、借り受けた者の負担とします。

**申込方法** 前橋市自動体外式除細動器（A E D）貸出申込書を保健総務課へ提出  
【提出方法】窓口へ直接提出または郵送、F A X、メールでも可。

## 貸出までの流れ



### ◎貸出中に必ず守っていただくこと

- (1) A E Dは常に良好な状態で管理すること。
- (2) A E Dを使用するときは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (3) A E Dを処分し、又は目的以外に使用してはならない。
- (4) A E Dを転貸し、又は譲渡しないこと。

**貸出希望期間が重複した場合は、申込順より貸出を決定します。**

あらかじめ電話でA E Dの空き状況を確認することができます。

### お問い合わせ先・申込書提出先

前橋市 健康部 保健所 保健総務課  
〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番17号  
前橋市保健所2階

TEL 027-220-5781

FAX 027-223-8835

✉ [hoken-soumu@city.maebashi.gunma.jp](mailto:hoken-soumu@city.maebashi.gunma.jp)